

食品産業特定技能協議会入会規程

平成 31 年 3 月 29 日 運営委員会決定

令和 6 年 7 月 23 日 一部改正

令和 7 年 5 月 30 日 一部改正

令和 8 年 6 月 30 日 一部改正

食品産業特定技能協議会規約第 12 条の規定に基づき、食品産業特定技能協議会入会規程を次のように定める。

（入会基準）

第 1 条 食品産業特定技能協議会（以下「協議会」という。）の構成員は、協議会の設置の目的を理解し、食品産業特定技能協議会規約（以下「規約」という。）を遵守するとともに、協議会に対し、必要な協力を行わなければならない。

（加入手続）

第 2 条 飲食料品製造業分野又は外食業分野における特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（以下「受入機関」という。）は、協議会の構成員になるため、農林水産省のホームページ内の申込みフォームに必要事項を記入の上、協議会事務局に入会の申込みを行うものとする。

2 前項の場合において、協議会の構成員になろうとする受入機関の事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、主として総合スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）又は食料品スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）を行っている場合は、別紙 1 の誓約書を提出するものとする。

3 第 1 項の場合において、協議会の構成員になろうとする受入機関の営業所が、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可（旅館・ホテル営業の許可に限る。）を受けた者が営む同法第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であって、風営法第 3 条第 1 項の許可（同法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する風俗営業の種別に係

るものに限る。)を受けて営んでいる風俗営業の営業所(以下「対象旅館等」という。)である場合は、接待防止マニュアル及び別紙2の誓約書を提出するものとする。

- 4 飲食料品製造業分野又は外食業分野における特定技能所属機関に対して支援を行おうとする登録支援機関は、協議会の構成員になるため、農林水産省のホームページ内の申込みフォームに必要事項を記入の上、入会の申込みを行うものとする。

(資格確認)

第3条 協議会事務局は、受入機関又は登録支援機関からの前条の申込みを受けた場合には、特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領において定める「飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第13-1号又は13-2号)の写し」又は「外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第14-1号又は14-2号)の写し」及び規約第4条第2項に定める「特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範を遵守する旨の誓約書」その他必要な書類の提出を受け、当該申込みを行った者が協議会の構成員であることの要件を満たすことを確認する。

- 2 協議会事務局は、協議会の構成員であることの要件を満たすことが確認された場合には、規約第4条第3項の承認を得たものとして、当該申込みを行った者が協議会の構成員であることの証明書を発行する。

(証明書の再交付)

第4条 構成員は、証明書を失ったときは、証明書再交付申請書を事務局へ送付する。

- 2 協議会事務局は、前項の再交付申請を行った者が協議会の構成員であることを確認した場合には、当該申請を行った者に対し、協議会の構成員であることの証明書を再発行する。

(変更手続)

第5条 第2条の入会の申込みに係る内容に変更が生じた場合には、構成員

は、すみやかに変更届出書を事務局へ送付する。

- 2 前項の場合において、変更に係る事項が特定技能外国人の活動する事業所の行う産業に係るものであって、変更後の産業が総合スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）又は食料品スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）となる場合にあっては、当該活動を開始する前に、別紙１の誓約書を提出するものとする。
- 3 第１項の場合において、変更に係る事項が特定技能外国人の活動する事業所に係るものであって、変更後の事業所が対象旅館等となる場合にあっては、当該活動を開始する前に、接待防止マニュアル及び別紙２の誓約書を提出するものとする。

（退会手続）

- 第６条 構成員は、飲食料品製造業分野又は外食業分野における特定技能所属機関でなくなり、当該分野における特定技能外国人の受入れ予定がない場合は、退会届出書を事務局へ送付するとともに、証明書を破棄する。
- 2 構成員が前条の変更届出を行わず、又は当該構成員と連絡が取れない場合には、当該構成員は協議会を退会したものとみなすことができる。
 - 3 前項において、協議会を退会したものとみなされた構成員が、前条の変更届出を行い、又は連絡が取れる状況になったときは、協議会事務局は、協議会の構成員としての地位を回復させることができる。

（除名）

- 第７条 協議会は、協議会の構成員である特定技能所属機関又は登録支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該機関を構成員から除名することができる。
- 一 各種法令、規約又は入会時の誓約内容に違反したとき
 - 二 協議会に対する協力を怠ったとき
 - 三 協議会の運営を妨げる行為又は協議会の信用を失わせると認められる行為をしたとき

- 四 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じなかったとき
- 2 協議会は、除名を行った場合には、除名措置を行ったことを公表するものとする。
- 3 協議会は、除名されたことがある者からの入会の申込みについて、第3条第2項の規定に関わらず、入会を認めないことができる。

(報告)

第8条 協議会は、構成員に対して除名措置を行ったときは、出入国在留管理庁に報告するものとする。

附 則

本規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、令和7年5月30日から施行する。

附 則

本規定は、令和8年9月1日から施行する。